

## かごしま木の家金利優遇制度要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、金融機関と鹿児島県が連携し、「かごしま木の家」に対する住宅ローンの金利の優遇制度を実施することにより、かごしま材を使用した木造住宅の整備を促進するとともに、かごしま材の需要拡大を図ることを目的とする。

### （優遇措置の対象）

第2条 金利を優遇する対象者は、かごしま木の家を建設するために金融機関の住宅ローンを借り入れ、金銭消費貸借抵当権設定契約を行う者とする。

### （優遇措置の対象住宅）

第3条 金利を優遇する対象住宅は、かごしま木の家建設基準に適合した住宅とする。

### （優遇措置の内容）

第4条 金利の優遇措置の内容は、金融機関と鹿児島県とが協定により定める。

### （念書の提出）

第5条 金利の優遇措置の適用を受けようとする者は、金融機関の住宅融資借入申込みにあわせて、かごしま木の家金利優遇制度に関する念書（別記第1号様式。以下「念書」という。）を当該金融機関に提出しなければならない。

2 金融機関は、念書を受け付けたときは、その内容を審査し、金利優遇制度の適用の可否を決定し、当該念書を提出した者にその結果を通知するものとする。

### （適合証明書）

第6条 金利の優遇措置の適用について金融機関の承認を受けた者（以下「申請者」という。）は、その建設する住宅が基準への適合を確認できる工程に達したときは、かごしま木の家金利優遇制度建設基準適合証明申請書（別記第2号様式。以下「適合申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 木材使用実績書（別記第3号様式 - 1, - 2）

(2) かごしま材を証明する書類

(3) 設計図書（付近見取図、配置図、各階平面図）

2 知事は、適合申請書を受理したときは、その内容を審査し、基準に適合していると認められるときは、申請者に対しかごしま木の家金利優遇制度建設基準適合証明書（別記第4号様式。以下「適合通知書」という。）を交付するものとする。

### （優遇措置の実施）

第7条 申請者は、適合通知書の交付を受けたときは、念書を提出した金融機関に対し、当該適合通知書を提出するものとする。

2 前項の適合証明書を受理した金融機関は、申請者に対し、第4条に定める金利の優遇措置を実施するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、金利の優遇措置の適用の申請を取り下げるときは、速やかに、念書を提出した金融機関に届出なければならない。

(立入検査等)

第9条 知事は、かごしま木の家金利優遇制度の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して、対象住宅(工事中を含む)への立ち入り、関係書類の検査の実施及び必要な報告を求めることができる。

(優遇措置の取消し)

第10条 知事は、金利の優遇措置が適用された住宅について、適合証明申請書の内容に不正があったとき又は法令等違反があったときは、適合証明を取り消すものとする。

2 前項の取り消しを行ったときは、知事は、速やかに申請者及び念書を提出した金融機関に対してかごしま木の家金利優遇制度建設基準適合証明取消通知書(別記第5号様式)により、その旨を通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年9月6日から施行する。